

しちょうそんじりつしえんきょうぎかい きかんそうだんしえん ちいきせいかつしえんきよてんとう
市町村自立支援協議会・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の
せいびじょうきょうとう
整備状況等について

1 がいよう
概要

しちょうそんじりつしえんきょうぎかい
＜市町村自立支援協議会＞
しょうがいしやそうごうしえんほうだい じょう もと しょう しやとう しえん たいせい せいび はか ほうさくとう
障害者総合支援法第89条の3に基づく、障がい者等への支援の体制の整備を図るための方策等につ
いて検討を行う機関。従前より障害者総合支援法において設置が努力義務とされていたが、本年の法改正
により、個々の事例について情報共有することを明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務
及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が設けられた。

きかんそうだんしえん
＜基幹相談支援センター＞
しょうがいしやそうごうしえんほう さいだ ちいきせいかつしえんじきょうとう ぎやうむ そうごうてき おこな もくてき ちいき
障害者総合支援法に定める地域生活支援事業等の業務を総合的に行うことを目的とし、地域における
相談支援の中核的な役割を担う機関として、設置する施設。平成24年から法で位置づけられたが、設置
市町村が半数程度に留まっている現状から、令和6年度法改正において、設置が努力義務となった（法第
77条の2）。

ちいきせいかつしえんきよてんとう
＜地域生活支援拠点等＞
しょうがいしや じゆうどか こうれいか おやな あと みす きんきゆうじ たいおう しせつとう ちいきこう すいしん にな き
障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う機
関として、平成27年から整備を推進してきたが、半数程度の市町村での整備に留まっている現状から、令
和6年度法改正において、設置が努力義務となった（法第77条第4項）。

2 げんきょう
現況

- 市町村自立支援協議会の設置状況
96パーセントにあたる172市町村において設置済（R5.4.1）
 - 基幹相談支援センターの設置状況
53パーセントにあたる94市町村において設置済（R5.4.1）
 - 地域生活支援拠点等の整備状況
46パーセントにあたる83市町村において設置済（R6.4.1）
- 【参考資料】
 [市町村自立支援協議会・基幹相談支援センター設置・運営状況概要]
 国における調査をもとに、R4年度の道内状況を取りまとめたもの
 [地域生活支援拠点等の整備状況一覧]
 国における調査により、本年10月に公開された整備状況

3 かだいおよびこんご たいおう
課題及び今後の対応

道は、これまで設置費用に係る補助事業の活用を促すとともに、地域づくりコーディネーター等を
通じた働きかけなどを実施しているところであるが、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等に
ついては、約半数の設置（整備）に留まっている。令和6年度から、市町村において上記の相談支援体制
の整備が努力義務化されたことに伴い、道が市町村を後方支援するための具体的対応を検討するため、
同自立支援協議会中に地域体制整備部会を設置し、協議を進めているところ。